再審による無罪判決の公示

鎗木義浩（住居東京都練馬区石神井町四丁目二一番一九号、会社役員、昭和三九年八月一六日生）に対して、「商標の使用に関し何ら権限がないのに、平成二四年九月一一日頃から平成二五年四月九日頃までの間、「極真会館」の文字からなる商標（商標登録番号第五二八四七六〇号）に類似する商標を付した看板一枚を設置して使用し、商標権を侵害する行為とみなされる行為を行った」との事実につき、略式命令（罰金一〇万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成三〇年二月六日無罪の言渡しをした。

東京簡易裁判所

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係事業主を代表する者藤井佐知子の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年５月15日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成30年５月29日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　神奈川労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成30年５月15日　札幌地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成30年６月12日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　札幌地方裁判所

2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反

3　被告人氏名　張　**耀**鋒
　　黃　朝明

4　公判期日　平成30年５月17日

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

金地金８個（平成30年領第291号符号１、４、５、９、10、14、17、20）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人両名は、台湾から金地金８個（合計約８kg）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、氏名不詳者らと共謀の上、平成30年３月１日（現地時間）、台湾所在の台湾桃園国際空港において、エバー航空第116便に搭乗する際、前記金地金をそれぞれ隠匿携行し、同航空機により、同日午後２時40分頃、北海道千歳市美々所在の新千歳空港に到着し、同日午後３時48分頃、同空港内函館税関千歳税関支署入国旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委任を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告をそれぞれ行い、税関長の許可を得ないで前記金地金８個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金８個（課税価格3600万6506円相当）に対する消費税226万8300円及び地方消費税61万2000円を免れようとしたが、同支署職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

平成30年５月15日　東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成30年５月29日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第８部

2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反

3　被告人氏名　梅田　修右
　　森田　昌典
　　古賀麻依子

4　公判期日　平成30年５月23日

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成30年東地領第1368号

符号１金地金　鑑定重量1000.0グラム　１塊
符号２金地金　鑑定重量1000.0グラム　１塊
符号３金地金　鑑定重量1000.0グラム　１塊
符号４金地金　鑑定重量1000.0グラム　１塊

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人３名は、氏名不詳者と共謀の上、中華人民共和国から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、平成29年11月19日（現地時間）、中華人民共和国香港特別行政区所在の香港国際空港において、航空機に搭乗する際、被告人古賀が金地金４個（合計約４キログラム）を隠匿携行し、同航空機により、同日、東京都大田区所在の東京国際空港に到着し、同空港内東京税関羽田税関支署旅具検査場において、入国に伴う税関検査を受けるに際し、同支署職員に対し、金地金を輸入する事実を秘し、その申告をしないまま同検査場を通過しようとし、もって税関長の許可を受けないで前記金地金４個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金４個（課税価格合計1880万2416円相当）に対する消費税118万4500円及び地方消費税31万9600円を免れようとしたが、同支署職員によって前記金地金４個を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

有権者申出方

元当局所属公証人渡邊壯の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成30年５月15日　　さいたま地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第３０１３１号

北海道小樽市花園２丁目12番１号
申立人　小樽市
本籍北海道札幌市北区太平８条４丁目１番、最後の住所北海道小樽市銭函２丁目１番９号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日推定平成27年10月６日、出生の場所北海道天塩郡遠別町、出生年月日昭和40年５月28日、職業不詳
被相続人　亡　増田　潤子
事務所北海道小樽市花園２丁目６番７号小樽プラムビル２階
相続財産管理人　弁護士　西尾　弘美

札幌家庭裁判所小樽支部